

高岡市地域防災計画（雪害編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
高岡市地域防災計画 雪 害 編 令和元年 8 月改定	高岡市地域防災計画 雪 害 編 令和 <u>3</u> 年 <u> </u> 月改定	

第 1 章 災害予防計画	
第 1 節 雪害予防	
	(略)
第 5 交通対策	
	(略)
<u>2 万葉線(株)・加越能鉄道(株)</u>	
	(略)
(2) 加越能鉄道(株)	
	(略)

第 2 章 災害応急対策計画	
	(略)
3 節 災害時の広報	
	(略)
第 1 実施機関と広報内容	
<u>1 ～ 4 (略)</u>	
<u>5 北陸電力高岡支店</u>	
風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 35 節「ライフライン応急対策(電力)」に準ずる。	
第 6 節 避難対策	
	(略)
第 1 避難の勧告・指示	
<u>1 避難勧告・指示等の発令者</u>	
風水害・土砂災害・対策編 第 2 章第 9 節「住民等避難対策」に準ずる。ただし、避難準備情報の項は適用しない。	
<u>2 避難勧告・指示の基準</u>	
風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 9 節「住民等避難対策」第 1 に準ずる。	
<u>3 避難勧告・指示の実施要領</u>	
風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 9 節「住民等避難対策」第 1 に準ずる。	
	(略)
第 11 節 生活救援対策	
	(略)
第 2 食品の供給	

第 1 章 災害予防計画	
第 1 節 雪害予防	
	(略)
第 5 交通対策	
	(略)
<u>2 万葉線(株)・加越能鉄道バス(株)</u>	
	(略)
(2) 加越能鉄道バス(株)	
	(略)

第 2 章 災害応急対策計画	
	(略)
3 節 災害時の広報	
	(略)
第 1 実施機関と広報内容	
<u>1 ～ 4 (略)</u>	
<u>5 北陸電力株式会社高岡支店及び北陸電力送配電株式会社富山支店</u>	
風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 35 節「ライフライン応急対策(電力)」に準ずる。	
第 6 節 避難対策	
	(略)
第 1 避難の勧告・指示	
<u>1 避難勧告・指示等の発令者</u>	
風水害・土砂災害・対策編 第 2 章第 9 節「住民等避難対策」に準ずる。ただし、避難準備情報の項は適用しない。	
<u>2 避難勧告・指示の基準</u>	
風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 9 節「住民等避難対策」第 1 に準ずる。	
<u>3 避難勧告・指示の実施要領</u>	
風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 9 節「住民等避難対策」第 1 に準ずる。	
	(略)
第 11 節 生活救援対策	
	(略)
第 2 食品の供給	

商号変更

分社化のため

災害対策基本法の改正に伴う修正

原則として炊き出し体制が整うまでの間は、り災者に対する食料として、市が備蓄や調達した非常食を供給するものとし、3 日目以降(炊き出し体制が整ってから)は、米飯による炊き出しを実施する。 (略) 第 13 節 廃棄物・防疫対策 (略) 第 2 ごみの処理 災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失及び浸水その他により、通常時の収集・処理能力を上回る大量のごみが市内各地域において、同時多発的に発生する。 これらの大量のごみは、まず速やかにり災地から除去され、地域の環境保全が優先的に確保される必要がある。(第 1 次処理対策) その上で焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第 2 次処理対策) (略) 第 14 節 災害救助法の適用 災害により、被害の程度が一定の基準を越える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求め、り災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的、制度的根拠が担保され、応急的に必要な救助が行われる。 (略) 第 2 り災者世帯の算定基準 1 減失(り災)世帯の算定 風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。 2 減失(り災)等の認定 風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。 (略) 第 3 章 災害復旧計画 (略) 第 1 節 災害復旧・復興に対する基本的な考え方 災害復旧・復興は、り災者の生活再建を支援するとともに、施設の復旧を図り、安全性に配慮した地域経済振興のための基盤づくりを目指す。 第 1 災害復旧の基本的考え方 本市がり災した場合、その復旧に当たっては、単に現状復旧するのみではなく、災害の自然的・社会的要因を詳細に検討し、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域経済振興のための基礎的な条件づくりを目指す。なお、復旧にあたっては住民の意向を十分に考慮し、り災者の生活再建を支援していく。	原則として炊き出し体制が整うまでの間は、り罹災者に対する食料として、市が備蓄や調達した非常食を供給するものとし、3 日目以降(炊き出し体制が整ってから)は、米飯による炊き出しを実施する。 (略) 第 13 節 廃棄物・防疫対策 (略) 第 2 ごみの処理 災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失及び浸水その他により、通常時の収集・処理能力を上回る大量のごみが市内各地域において、同時多発的に発生する。 これらの大量のごみは、まず速やかにり罹災地から除去され、地域の環境保全が優先的に確保される必要がある。(第 1 次処理対策) その上で焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第 2 次処理対策) (略) 第 14 節 災害救助法の適用 災害により、被害の程度が一定の基準を越える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求め、り罹災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的、制度的根拠が担保され、応急的に必要な救助が行われる。 (略) 第 2 り罹災者世帯の算定基準 1 減失(り罹災)世帯の算定 風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。 2 減失(り罹災)等の認定 風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 55 節「災害救助法による救助」第 1 に準ずる。 (略) 第 3 章 災害復旧計画 (略) 第 1 節 災害復旧・復興に対する基本的な考え方 災害復旧・復興は、り罹災者の生活再建を支援するとともに、施設の復旧を図り、安全性に配慮した地域経済振興のための基盤づくりを目指す。 第 1 災害復旧の基本的考え方 本市がり罹災した場合、その復旧に当たっては、単に現状復旧するのみではなく、災害の自然的・社会的要因を詳細に検討し、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域経済振興のための基礎的な条件づくりを目指す。なお、復旧にあたっては住民の意向を十分に考慮し、り罹災者の生活再建を支援していく。	記載の適正化	記載の適正化	記載の適正化	記載の適正化	記載の適正化	記載の適正化
--	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。 (略) 第 2 災害復興に対する基本的考え方 本市のり災状況及び復旧状況を的確に把握し、復興のための課題を整理するとともに、「市民の生活再建」、市域全体の「防災都市づくり」及び「地域経済の活性化」を柱とした復興計画を策定する。 (略) 第 2 節 市民生活安定のための緊急措置 災害時には、多くの市民が負傷し、住宅や家財等を失う。また、電気、ガス、水道、電話等のライフライン(生活関連)施設の被害が重なり、り災者は極めて精神的に不安な状態に置かれることになる。 市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービス機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講ずるとともに、精神的に不安な状態にある市民に対して、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う必要がある。 この節では、災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等が行う「り災者の生活確保」、「農林漁業関係対策」、「中小企業関係対策」及び「義援金品の受入れ、配分」に関する対策について次のとおり定める。 第 1 り災者の生活確保 1 ～ 6 (略) 7 り災証明書の発行 風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 31 節「り災証明書発行対策」に準ずる。 (略)	また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。 (略) 第 2 災害復興に対する基本的考え方 本市のり罹災状況及び復旧状況を的確に把握し、復興のための課題を整理するとともに、「市民の生活再建」、市域全体の「防災都市づくり」及び「地域経済の活性化」を柱とした復興計画を策定する。 (略) 第 2 節 市民生活安定のための緊急措置 災害時には、多くの市民が負傷し、住宅や家財等を失う。また、電気、ガス、水道、電話等のライフライン(生活関連)施設の被害が重なり、り罹災者は極めて精神的に不安な状態に置かれることになる。 市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービス機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講ずるとともに、精神的に不安な状態にある市民に対して、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う必要がある。 この節では、災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等が行う「り罹災者の生活確保」、「農林漁業関係対策」、「中小企業関係対策」及び「義援金品の受入れ、配分」に関する対策について次のとおり定める。 第 1 り罹災者の生活確保 1 ～ 6 (略) 7 り罹災証明書の発行 風水害・土砂災害・火災対策編 第 2 章第 31 節「り罹災証明書発行対策」に準ずる。 (略)	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
---	---	---